

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和8年1月 28 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 9件

厚生年金保険関係 9件

厚生局受付番号 : 東北(受) 第 2500243 号

厚生局事案番号 : 東北(厚) 第 2500030 号

第1 結論

請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成28年8月1日から令和2年4月1日に訂正し、標準報酬月額については、平成28年8月は22万円、同年9月から平成29年8月までは20万円、同年9月から平成30年8月までは18万円、同年9月から令和元年8月までは20万円、同年9月から令和2年3月までは18万円とすることが必要である。

平成28年8月1日から令和2年4月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和26年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成23年10月中旬から平成24年1月6日まで
② 平成28年8月1日から令和2年4月1日まで

請求期間①について、私は、A社に平成23年10月中旬から勤務したが、国の記録では、同社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が平成24年1月6日になっているので、平成23年10月に訂正してほしい。

請求期間②について、私は、A社に令和2年3月まで勤務していたが、国の記録では、同社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が平成28年8月1日になっているので、令和2年4月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間②について、A社は、請求者は請求期間②において同社の社員としての雇用実態はなく、外注での請負であった旨回答している。

しかしながら、A社から提出された請求期間②に係る外注工賃の台帳によると、

請求者は同社から労働時間を管理されていたことが確認でき、同社は、請求者の勤務日は月曜日から土曜日までであり、勤務時間は1日8時間である旨回答していること、同社から提出された解雇予告通知書及び解雇予告手当受取書によると、同社は請求者に対して令和2年3月31日付けで解雇する旨通知し、解雇予告手当を支払っていること、雇用保険被保険者の記録によると、請求者は同社に係る被保険者資格を平成30年4月2日に取得し、令和2年3月31日に離職していることが確認できること及び請求者の労働実態に関する事業主の回答から、請求者は請求期間②において同社の厚生年金保険被保険者となる要件があったと認められる。

また、上記外注工賃の台帳及び請求者から提出されたB銀行の貯金通帳によると、請求期間②において事業主から請求者に対して毎月報酬が支払われていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき、被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることが要件となっているところ、A社は、前述のとおり、請求者は請求期間②において同社の社員としての雇用実態はなく、外注での請負であり、請求者からの請求書に基づき外注費として支払っていたため、請求期間②に係る厚生年金保険料は控除していない旨回答している上、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

以上のことから、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、令和2年4月1日であると認められ、請求者の資格喪失年月日を同日に訂正することが必要ではあるが、前述のとおり、請求者が請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは確認できず、厚生年金特例法第1条第1項の規定には該当しないことから、厚生年金特例法による訂正を認めることはできない。

したがって、平成28年8月1日から令和2年4月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録が必要であり、請求期間②に係る標準報酬月額については、A社から提出された請求者に係る平成26年度、平成27年度及び平成28年度の賃金台帳並びに請求期間②に係る外注工賃の台帳により確認できる報酬月額から、平成28年8月は22万円、同年9月から平成29年8月までは20万円、同年9月から平成30年8月までは18万円、同年9月から令和元年8月までは20万円、同年9月から令和2年3月までは18万円とすることが妥当である。

請求期間①について、事業主の回答及びA社の社会保険事務担当者の陳述により、請求者は請求期間①において同社に勤務していたことがうかがえるが、同社は請求期間①に係る資料はない旨回答しており、請求者の請求期間①に係る具体的な

勤務実態について確認できない。

また、A社から提出された請求者に係る平成24年1月6日付けの労働条件通知書によると、請求者は同日に同社に雇い入れられていることが確認できる。

さらに、雇用保険被保険者の記録によると、請求者のA社に係る資格取得年月日は平成24年1月6日であることが確認でき、オンライン記録により確認できる請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得年月日と一致している。

加えて、A社から提出された請求者に係る健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書によると、請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、平成24年1月6日であることが確認できる。

また、A社から提出された請求者に係る平成23年度の賃金台帳によると、平成24年1月分からの賃金等は記載されているが、請求期間①の賃金等は記載されていないことが確認できるところ、同社の社会保険事務担当者は、当該賃金台帳は、正社員になってからのものである旨陳述しており、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、C町から提出された請求者に係る平成24年度所得・課税状況等調査回答書によると、平成23年分の社会保険料控除額は2,310円であることが確認でき、当該控除額からは、請求期間①に係る厚生年金保険料が控除されていたことはうかがえない。

加えて、C町から提出された請求者に係る国民健康保険資格台帳によると、請求者は、請求期間①において国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受) 第 2500249 号

厚生局事案番号 : 東北(厚) 第 2500031 号

第1 結論

請求者のA事業所における請求期間①及び②の標準賞与額を12万6,000円、請求期間③の標準賞与額を12万7,000円、請求期間④の標準賞与額を12万6,000円、請求期間⑤の標準賞与額を12万7,000円、請求期間⑥の標準賞与額を13万3,000円に訂正することが必要である。

請求期間①から⑥までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から④までの各期間及び請求期間⑥の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

事業主が請求者に係る請求期間⑤の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和52年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成27年7月27日
② 平成27年12月28日
③ 平成28年8月8日
④ 平成28年12月27日
⑤ 平成29年12月28日
⑥ 令和2年7月31日

私は、A事業所から請求期間①から⑥までの各期間において賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与に係る年金記録がないので、請求期間①から⑥までの各期間の賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から④までの各期間について、請求者から提出された賞与明細書及び

預金通帳により、請求者は、事業主から請求期間①及び②は12万6,000円、請求期間③は12万7,000円、請求期間④は12万6,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間①から④までの各期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の届出や厚生年金保険料の納付について回答が得られないが、過去に年金記録の訂正請求を行った者の調査において、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る賞与は支払っていない旨回答し、請求期間①から④までの各期間の賞与支払届を年金事務所に対して提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めている上、オンライン記録によると、A事業所において請求期間①から④までの各期間の賞与に係る年金記録が確認できる者は、年金記録の訂正請求を行い訂正決定された者のみであることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間⑤について、請求者から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、事業主から12万7,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間⑤に係る請求者の賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

請求期間⑥について、請求者から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、事業主から13万3,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間⑥に係る請求者の賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答が得られないが、事業主は、請求期間⑥に係る健康保険

厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表を年金事務所に対して不支給として提出（令和2年8月24日日本年金機構B広域事務センター受付）していることから、年金事務所は、請求者の請求期間⑥に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間⑥に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受) 第 2500252 号
厚生局事案番号 : 東北(厚) 第 2500032 号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA事業所(現在は、B事業所)における標準賞与額を28万2,000円に訂正することが必要である。

請求期間①の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 令和2年7月29日
② 令和2年12月25日

私は、請求期間①にA事業所、請求期間②にB事業所から賞与を支払われたが当該賞与に係る年金記録がない。

賞与が振り込まれていたC信用金庫の通帳未記入取引照合表を取り寄せ確認したところ、請求期間①及び②に係る賞与が支払われているので、請求期間①及び②に係る賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者から提出された請求者に係るC信用金庫の通帳未記入取引照合表、複数の同僚の令和2年度夏季賞与明細書及び預金通帳又は預金取引明細表により、請求者は、事業主から28万2,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、事業主からは、請求期間①に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られないが、事業主は、請求期間①について、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表を年金事務所に対して不支給として提出（令和2年10月27日日本年金機構D事務センター受付）していることから、年金事務所は、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間②について、上記通帳未記入取引照合表、複数の同僚の令和2年12月分慰労金明細書及び預金通帳又は預金取引明細表により、請求者は、事業主から賞与の支払を受けていたものと認められる。

しかしながら、B事業所に対して文書による照会を行ったが、回答を得られない上、請求者は、請求期間②の賞与明細書を所持していないことから、請求者の請求期間②に係る賞与支給額及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、複数の同僚の令和2年12月分慰労金明細書によると、いずれも支給額は確認できるが、控除欄はすべて空欄となっている上、当該同僚の預金通帳又は預金取引明細表により確認できる振込額は、いずれも当該慰労金明細書により確認できる支給額と同額であり、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていなかったことが確認できることから、請求者についても請求期間②の賞与から厚生年金保険料は控除されていなかったことがうかがえる。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受) 第 2500258 号
厚生局事案番号 : 東北(厚) 第 2500033 号

第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B事業所)における請求期間の標準賞与額を40万2,000円に訂正することが必要である。

請求期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和2年7月29日

私は、請求期間にA事業所から賞与を支払われたが当該賞与に係る年金記録がない。

預金通帳を確認したところ、請求期間に係る賞与が支払われているので、請求期間に係る賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳、複数の同僚の令和2年度夏季賞与明細書及び預金通帳又は預金取引明細表により、請求者は、事業主から40万2,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られないが、事業主は、請求期間について、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表を年金事務所に対して不支給として提出(令和2年10月27日日本年金機構C事務センター受付)していることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料に

について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受) 第 2500259 号

厚生局事案番号 : 東北(厚) 第 2500034 号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA事業所(現在は、B事業所)における標準賞与額を1万円に訂正することが必要である。

請求期間①の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 平成9年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 令和2年7月29日

② 令和2年12月25日

私は、請求期間①にA事業所、請求期間②にB事業所から賞与を支払われたが当該賞与に係る年金記録がない。

預金通帳を確認したところ、請求期間①及び②に係る賞与が支払われているので、請求期間①及び②に係る賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者から提出された預金通帳及び以前訂正請求を行った同僚に係る調査において請求者から提出された令和2年度夏季賞与明細書により、請求者は、事業主から1万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間①に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険

者賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られないが、事業主は、請求期間①について、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表を年金事務所に対して不支給として提出（令和2年10月27日日本年金機構C事務センター受付）していることから、年金事務所は、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間②について、請求者から提出された預金通帳、複数の同僚の令和2年12月分慰労金明細書及び預金通帳又は預金取引明細表により、請求者は、事業主から賞与の支払を受けていたものと認められる。

しかしながら、B事業所に対して文書による照会を行ったが、回答を得られない上、請求者は、請求期間②の賞与明細書を所持していないことから、請求者の請求期間②に係る賞与支給額及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、複数の同僚の令和2年12月分慰労金明細書によると、いずれも支給額は確認できるが、控除欄はすべて空欄となっている上、当該同僚の預金通帳又は預金取引明細表により確認できる振込額は、いずれも当該慰労金明細書により確認できる支給額と同額であり、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていなかったことが確認できることから、請求者についても請求期間②の賞与から厚生年金保険料は控除されていなかったことがうかがえる。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受) 第 2500260 号

厚生局事案番号 : 東北(厚) 第 2500035 号

第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B事業所)における請求期間の標準賞与額を5万円に訂正することが必要である。

請求期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和38年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和2年7月29日

私は、請求期間にA事業所から賞与を支払われたが当該賞与に係る年金記録がない。

令和2年度夏季賞与明細書及び令和2年7月分研究手当明細書並びに請求期間の賞与が振り込まれた預金通帳を提出するので、請求期間に係る賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された令和2年度夏季賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、事業主から5万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られないが、事業主は、請求期間について、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表を年金事務所に対して不支給として提出(令和2年10月27日日本年金機構C事務センター受付)していることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料に

について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受) 第 2500272 号

厚生局事案番号 : 東北(厚) 第 2500036 号

第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B事業所)における請求期間①の標準賞与額を5,000円、請求期間②の標準賞与額を4万円、請求期間③の標準賞与額を5万円に訂正することが必要である。

請求期間①、②及び③の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①、②及び③の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和29年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成28年7月27日

② 平成28年12月27日

③ 令和2年7月29日

私は、請求期間①、②及び③にA事業所から賞与を支払われたが当該賞与に係る年金記録がない。

平成28年7月分及び同年12月分賞与支給明細書、令和2年度夏季賞与明細書及び令和2年7月分研究手当明細書並びに請求期間①、②及び③の賞与が振り込まれた預金通帳を提出するので、請求期間①、②及び③に係る賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者から提出された平成28年7月分及び同年12月分賞与支給明細書及び預金通帳、複数の同僚の賞与支給明細書により、請求者は、事業主から請求期間①は5,000円、請求期間②は4万円の賞与の支払を受け、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間①及び②に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られないが、事業主は、請求期間①及び②について、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表を年金事務所に対して不支給として提出（厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和2年8月31日日本年金機構C年金事務所受付）していることから、年金事務所は、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間③について、請求者から提出された令和2年度夏季賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、事業主から5万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間③に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られないが、事業主は、請求期間③について、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表を年金事務所に対して不支給として提出（令和2年10月27日日本年金機構D事務センター受付）していることから、年金事務所は、請求者の請求期間③に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受) 第 2500273 号

厚生局事案番号 : 東北(厚) 第 2500037 号

第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B事業所)における請求期間の標準賞与額を1万円に訂正することが必要である。

請求期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和2年7月29日

私は、請求期間にA事業所から賞与を支払われたが当該賞与に係る年金記録がない。

令和2年度夏季賞与明細書及び令和2年7月分研究手当明細書並びに請求期間の賞与が振り込まれた預金通帳を提出するので、請求期間に係る賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された令和2年度夏季賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、事業主から1万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られないが、事業主は、請求期間について、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表を年金事務所に対して不支給として提出(令和2年10月27日日本年金機構C事務センター受付)していることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料に

について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受) 第 2500274 号

厚生局事案番号 : 東北(厚) 第 2500038 号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA事業所(現在は、B事業所)における標準賞与額を2万円に訂正することが必要である。

請求期間①の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間②について、請求者のB事業所における標準賞与額を13万2,000円に訂正することが必要である。

請求期間②の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和59年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 令和2年7月29日

② 令和2年12月25日

私は、請求期間①にA事業所、請求期間②にB事業所から賞与を支払われたが当該賞与に係る年金記録がない。令和2年度夏季賞与明細書及び令和2年7月分研究手当明細書並びに令和2年12月分慰労金明細書を提出するので、請求期間①及び②に係る賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者から提出された令和2年度夏季賞与明細書及びC信用金庫から提出された請求者に係る預金取引明細表により、請求者は、事業主から2万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間①に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られないが、事業主は、請求期間①について、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表を年金事務所に対して不支給として提出（令和2年10月27日日本年金機構D事務センター受付）していることから、年金事務所は、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間②について、請求者から提出された令和2年12月分慰労金明細書により、請求者は、事業主から標準賞与額13万2,000円に相当する賞与の支払を受けていたことが認められる。

一方、上記慰労金明細書には、13万2,000円の支給額が記載されているだけであり、控除欄が空欄となっている上、上記預金取引明細表により確認できる振込額は、当該慰労金明細書に記載された支給額と同額であることが確認でき、このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料控除額を確認又は推認できる関連資料及び周辺事情はないことから、当該支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第1条第1項の規定には該当しない。

以上のことから、請求者のB事業所における請求期間②の標準賞与額については、上記慰労金明細書において確認できる支給額から13万2,000円とすることが妥当である。

なお、上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。